

東京理科大 辻本 誠

① 勉強会のあり方、その他

特に意見はないが、②で述べている件について、議論は望みたい。

② 建築基本法に関して抱いているイメージ

教科書的な回答になるが、基本法が

(正体のはっきり決まらない「良い社会」を目指す)のか、

(受忍できる危険のレベルを「公共の福祉」の視点でまとめる)のかを、先ず示してほしい。

環境基本法は、煎じ詰めれば后者であり、「良い環境」を作ろうとしているわけではない。「良い社会」を目指す行為を、法がサポートすることはあっても、法規制の基本は、権利侵害の保護。

③ ストックに係る建築規制の在り方

元々、建築基準法は遡及適用すべきだと考えているので、特に意見はない。所有者は(設計者も)、建築の寿命分くらいは先取りした基準を自らに課すべき。そうでなければ先になってコストがかさむ。

新幹線は前者、一般の建築物、原子力発電所は後者というところか。